

## 平成28年度事業報告について

### <事業報告>

#### 1. 学校教育支援事業

- 平成28年度みやぎ地域復興支援助成金 「石巻っ子共育プロジェクト」  
(宮城県地域復興支援課)

石巻市立小学校3校(開北小学校、蛇田小学校、中里小学校)の高学年児童が、石巻市内の協力企業2社(株式会社宮富士工業、湊水産株式会社)をそれぞれ訪問し、工場見学とモノづくり体験を行なった。

※詳細は、別冊報告書を参照のこと。

- 平成28年度キャリア教育推進事業(宮城県商工観光部産業人材対策課)

一般社団法人キャリア教育ネットワーク協議会が受託し、キャリア教育・志教育推進に関する覚書を締結した4団体・企業が、パートナー団体として協力し、県内外の教育委員会、キャリア教育の取組み等の調査事業を実施した。当団体は、中学校4校、桜坂高校と計5校に対し、管理職や担当者へのヒアリングと生徒へのアンケート調査を行なった。

※詳細は、「キャリア教育ノウハウハンドブック」を参照のこと。

- 工学院大学附属中学校 東北 Project Tour

ハイブリットコースで入学した2年生から新たにスタートした Project Tour(修学旅行の後継事業)。東北を選択した生徒33名、教員3名が来県。4日間の被災地から学ぶ教育旅行企画や当日ガイドを担当し、ワールドトラベル株式会社と協働事業で実施した。

- その他学校からの授業依頼多数

※詳細は別紙を参照のこと。

#### 2. 社会教育支援事業

- 平成28年度文部科学省委託事業「仮設住宅等再編等に係る子どもの学習支援によるコミュニティ復興支援事業」宮城県協働教育プラットフォーム事業(宮城県教育庁生涯学習課)

宮城県協働教育推進のため、圏内のコーディネーターを対象に協働教育プラットフォームセミナーを実施した。内容は、コーディネーターからニーズを聞いた上で全5回を組み立てた。セミナー終了後、コアメンバーに集ってもらい、研修のあり方を提案するため意見交換会も実施。提案書を作成し宮城県教育委員会へ提出した。本事業実施にあたっては、事業の評価検証委員会も2回実施した。

※詳細は別冊報告書を参照のこと。

- 青森県教育庁「教育支援プラットフォーム関係者のコーディネート能力を高める研修講座」

青森県内で進めている教育支援プラットフォーム事業。教育関係者やコーディネーター対象に3地区で同様の研修講師を担当した。次年度も残り3地区を行う予定である。

●宮城県教育庁「みやぎ県民大学 地域づくり向上講座～わたりのためにできること～」

地域をよりよくするために住民がアイデアを出し発表。「やま楽校」実施が決まり、実行委員会が立ち上がった。平成29年度にフォローアップ講座を実施し、開催予定。

●名取市教育委員会

「公民館の将来像を検討する市民ワークショップ」

市民と公民館職員とで公民館の将来像を検討し、首長部局へ提言するため、職員研修と勉強会や市民ワークショップのファシリテートを行なった。

「地域力向上講座 我ら、地域おこし活動隊」高館公民館

名取市で実施して3年目。増田西、愛島に続き3箇所目となった高館地区。全6回を通して、「高館はっする隊」が誕生した。歴史と食（地物野菜）をテーマに親子で行うウォークラリーを企画している。

「公民館 学習支援員ファシリテーション研修」

公民館の新人学習支援員を対象に、ファシリテーションスキルを高めるための研修を全5回実施。公民館の地域力向上講座でグループファシリテーターを担いながら、スキルアップを図る。

●その他講師依頼 多数

※詳細は別紙参照のこと。

1. 各種委員等

- ・第34次宮城県社会教育委員（2016年6月～ 伊勢）
- ・宮城県学ぶ土台づくり推進委員（2012年4月～ 伊勢）
- ・宮城県青少年問題協議会委員（2013年1月～ 伊勢）
- ・宮城県情報公開審査会委員（2016年5月～ 伊勢）
- ・仙台市教育基本計画中間検討委員会委員（2016年4月～2017年3月 伊勢）
- ・仙台市協働まちづくり推進委員会委員（2016年4月～ 伊勢）
- ・仙台市立富沢中学校学校評議員（2016年4月～2017年3月31日 伊勢）
- ・仙台市立北六番丁小学校学校評議員（2016年4月～ 伊勢）
- ・仙台市立燕沢小学校学校評議員（2016年4月～ 伊勢）

4. 組織運営

(1) 理事会の開催

第1回 日時：平成28年6月23日(土)19:00～21:00

議案：平成27年度事業報告、決算について  
平成28年度事業計画、予算について

第2回 日時：平成28年8月10日(水)19:00～20:00

議案：平成28年度事業進捗状況について  
日本政策金融公庫つなぎ融資について

第3回 日時：平成28年9月9日(金)19:00～21:00

議案：各事業進捗状況について  
パートスタッフ採用について

第4回 日時：平成28年12月23日（金・祝）16:00～18:00

議案：各事業の進捗状況、キャリア教育推進事業について  
資金繰りについて

第5回 日時：平成29年3月18日（土）16:00-18:00

議案：各事業の進捗状況について  
平成28年度収支状況について  
法人10周年記念事業について

[平成29年度]

第1回 日時：平成29年4月14日（金）18:00～20:00

議案：新スタッフ雇用、給与体制について  
平成29年度事業申請について

第2回 日時：平成29年6月23日（土）18:00～19:00

議案：平成28年度総会議案について

## (2) 広報活動

### ① 広報ツールの作成

Facebookでの定期的な情報発信

H28年度活動報告冊子の作成

### ② メディア掲載

[平成28年度]

H284.1 仙台市荒町市民センターだより4月号 248号 伊勢寄稿

H28.4.17 河北新報こども新聞「ボスとリーダーの違いって何？」

H28.8.10 河北新報朝刊 持時論「名取・地域力向上講座 住民の力の大きさ実感」  
名取市教育委員会 赤川さん寄稿（当団体紹介）

H28.12.3 石巻日日新聞「私の分身が完成！」アートセラピー授業 蛇田小3年生

H28.12.24 河北新報朝刊 みやぎ街人話題「市民団体 理念大切に 名取」

H29.1月 みやぎ教育応援団通信 エール！第2号「白石市立東中学校 話し方・伝え方講座」

H29.2.14 石巻日日新聞「ワクワクがいっぱい ものづくり」蛇田小6年生

H29.2.14 石巻かほく「ものづくり楽しさ実感」蛇田小工場見学



活動計算書

平成 28年 4月 1日 から平成 29年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員個人会費	65,000	65,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,108,000	1,108,000
3. 事業収益		
学校教育支援事業	5,313,617	
社会教育支援事業	6,626,463	11,940,080
4. その他収益		
受取利息	72	
雑収益	87,396	87,468
経常収益計		13,200,548
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,648,000	
臨時雇賃金	1,582,000	
法定福利費	175,789	
人件費計	3,405,789	
(2) その他経費		
業務委託費	1,620,000	
諸謝金	2,154,516	
印刷製本費	808,529	
会議費	136,506	
旅費交通費	1,092,275	
通信運搬費	74,686	
消耗品費	1,208,391	
水道光熱費	91,267	
地代家賃	360,000	
減価償却費	40,175	
諸会費	3,000	
租税公課	14,600	
研修費	19,650	
新聞図書費	4,120	
支払手数料	10,344	
管理費	235,407	
雑費	24,208	
その他経費計	7,897,674	
事業費計		11,303,463
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	1,206,083	
法定福利費	219,958	
人件費計	1,426,041	
(2) その他経費		
印刷製本費	26,725	
会議費	12,943	
旅費交通費	22,442	
通信運搬費	2,117	
消耗品費	42,224	
新聞図書費	41,340	

科 目	金	額
水道光熱費	22,822	
地代家賃	180,000	
保険料	124,597	
租税公課	1,900	
支払手数料	1,296	
支払利息	38,407	
管理諸費	103,200	
雑費	43,458	
その他経費計	663,471	
管理費計		2,089,512
経常費用計		13,392,975
当期経常増減額		△ 192,427
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△ 192,427
法人税、住民税及び事業税		72,000
当期正味財産増減額		△ 264,427
前期繰越正味財産額		623,797
次期繰越正味財産額		359,370

## 財 産 目 録

平成 29年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
現金有高	0	
七十七銀行 県庁支店 No.5532281	283,482	
みずほ銀行 仙台支店 No.4860581	10,048	
仙台銀行 本店営業部 No.0021317	0	
未収金		
宮城県/平成28年度みやぎ地域復興支援助成金	4,613,803	
(一社)キャリア教育ネットワーク協議会/平成28年度キャリア教育推進事業	1,836,000	
宮城県/平成28年度宮城県協働教育プラットフォーム事業	1,598,251	
宇津野稔/体験学習費実費代入金不足分	24	
流動資産合計		8,341,608
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン	120,525	
有形固定資産計	120,525	
固定資産合計		120,525
資産合計		8,462,133
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
短期借入金		
日本政策金融公庫	6,100,000	
未払金		
伊勢みゆき/経費立替払い分	888,968	
職員諸口/平成29年3月分給与・賃金	309,200	
仙台北年金事務所/平成29年3月分社会保険料会社負担分	33,222	
ソフトバンク/平成29年3月分電話代	6,523	
三浦SBO広告企画室/キャリア教育推進事業デザイン、資料作成費	540,000	
未払法人税等		
未払法人税等	72,000	
預り金		
給与源泉所得税	22,763	
報酬源泉所得税	130,087	
流動負債合計		8,102,763
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		8,102,763
正味財産		359,370

計算書類の注記

**1. 重要な会計方針**

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産  
定率法を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

**2. 事業別損益の状況** (または「事業費の内訳」)

(単位：円)

科目	学校教育支援事業	社会教育支援事業	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>					
1. 受取会費	0	0	0	65,000	65,000
2. 受取寄附金	1,108,000	0	1,108,000	0	1,108,000
3. 事業収益	8,985,617	2,954,463	11,940,080	0	11,940,080
4. その他収益	0	0	0	87,468	87,468
経常収益計	10,093,617	2,954,463	13,048,080	152,468	13,200,548
<b>II 経常費用</b>					
(1) 人件費					
給料手当	1,648,000	0	1,648,000	1,206,083	2,854,083
臨時雇賃金	1,582,000	0	1,582,000	0	1,582,000
法定福利費	175,789	0	175,789	219,958	395,747
人件費計	3,405,789	0	3,405,789	1,426,041	4,831,830
(2) その他経費					
業務委託費	1,620,000	0	1,620,000	0	1,620,000
諸謝金	1,291,284	863,232	2,154,516	0	2,154,516
印刷製本費	466,066	342,463	808,529	26,725	835,254
会議費	60,315	76,191	136,506	12,943	149,449
旅費交通費	569,057	523,218	1,092,275	22,442	1,114,717
通信運搬費	63,070	11,616	74,686	2,117	76,803
消耗品費	1,078,892	129,499	1,208,391	42,224	1,250,615
水道光熱費	63,057	28,210	91,267	22,822	114,089
地代家賃	243,000	117,000	360,000	180,000	540,000
保険料	0	0	0	124,597	124,597
減価償却費	40,175	0	40,175	0	40,175
諸会費	0	3,000	3,000	0	3,000
租税公課	14,600	0	14,600	1,900	16,500
研修費	0	19,650	19,650	0	19,650
新聞図書費	4,120	0	4,120	41,340	45,460
支払手数料	7,752	2,592	10,344	1,296	11,640
支払利息	0	0	0	38,407	38,407
管理費	235,407	0	235,407	103,200	338,607
雑費	18,186	6,022	24,208	43,458	67,666
その他経費計	5,774,981	2,122,693	7,897,674	663,471	8,561,145
経常費用計	9,180,770	2,122,693	11,303,463	2,089,512	13,392,975
当期経常増減額	912,847	831,770	1,744,617	△ 1,937,044	△ 192,427

**3. 固定資産の増減内訳**

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	0	160,700	0	160,700	40,175	120,525
合計	0	160,700	0	160,700	40,175	120,525

**4. 借入金の内訳**

(単位：円)


科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	0	6,100,000	0	6,100,000
長期借入金	0	0	0	0
役員借入金	0	0	0	0
合計	0	6,100,000	0	6,100,000

## 監査報告書

特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク  
代表理事 伊勢 みゆき殿

平成28年度の会計報告書及び付属証明書を監査した結果、適正かつ正確であると認めます。

平成29年6月19日

監事 竹下 浩二 



## 平成29年度の事業計画（案）

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 1. 事業実施の方針

- ・石巻地域を中心とした子供から大人までの人材育成を通して、継続的な事業実施体制の構築と地域の他地域への展開を見据えた事業を行う。
- ・事業実施を通して、団体の発信力と資金調達力を高める。
- ・上記を踏まえ、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

## 2. 事業実施に関する授業

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名		具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：千円)
学校教育支援事業	キャリア教育推進事業(小学校)	石巻市内小学校の高学年を対象にした地元企業と協働でモノ作り体験や工場見学等を実施する。	9月~3月	石巻市内	3名	蛇田小：120名 開北小：80名 中里小：60名	4,800
	キャリア教育支援事業	県内からの学校の要望に応えたキャリア教育を実施する。	4月-3月	各学校	2名	桜坂高：500名 石巻北高：100名 尚綱中：30名 他	50
	工学院大学附属中 Project Tour	東京から宮城の被災地へ学びにくる中学生の教育旅行企画をし、地元と旅行会社と協働で実施する。	11月	石巻市内 松島町内 仙台市内	2名	中学2年生30名	300
	徳島県牟岐町教育委員会被災地交流、防災学習	夏休みに石巻市や女川町を訪問する中学生と教員が被災地で学んだことをアウトプットのためのファシリテートを行う。	8月	石巻市内	1名	中学生8名、教職員2名	20

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者 人数	受益対象者の 範囲及び人数	事業費の 金額 (単位：千円)	
社会 教育 支援 事業	‘志’教育コーディネーター育成事業	キャリア教育推進のため、実践力のあるコーディネーターの育成講座を開催する。	11-3月	石巻市内 名取市または仙台市内	3名	最大40名	4,500
	地域学校協働活動推進事業	学校と地域をつなぐコーディネーターあるある本(仮)を作成する。	8月-3月	仙台市内	7名	-	1,500
	教職員研修	宮城県教育委員会、県内教育事務所、各教育委員会、等からのニーズに応じた教職員研修を行う。	6月 7月 9月	宮城県 柴田町 北部、南三陸教育事務所他	1名	教職員、 コーディネーター	200
	青森県教育庁教育支援プラットフォーム関係者のコーディネート能力を高める研修講座	青森県内3地区にて、学校と地域をつなぐコーディネーターを対象とした講座のファシリテートを行う。	11月	青森県内	1名	教職員 コーディネーター 40名	290
	防災教育「しおがま何でも体感団」	塩竈市教育委員会主催で親子対象に津波被災地で避難体験やサバ飯づくり等を行う。	8月19日	浦戸諸島 桂島	3名	小学生20名、保護者 10名	75
	宮城県教育庁「みやぎ県民大学地域力向上講座」	亘理では昨年度のフォローアップ講座を、石巻では蛇田地区で講座を開催し地域住民の自主的な地域づくりを支援する。	4月-10月 12月-2月	亘理町内 石巻市内	1名	地域住民 20名	200
	名取市教育委員会「地域力向上講座」	名取市教育委員会生涯学習課主催の地域づくりの人材育成講座で講師を努める。	9月~12月 全6回	下増田公民館	2名	受講生 20名	90
	名取市教育委員会「職員研修」	名取市内公民館職員のファシリテーション力アップの研修会を行う。	6月~8月 全5回	名取市役所他	1名	受講生 10名	90
	NPO 法人市民公益活動パートナーズ「地・コミュニケーター養成講座」	福島県内2箇所にて、コミュニティづくりのキーパーソンを育成する講座を実施する。	3月	福島県相馬市	1名	地域住民 20名	100
	合計						12,215

法人名: 特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク

## 活動予算書

平成29年 4月 1日

から

平成30年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業		合計
	金 額	金 額	
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	0	80,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体補助金(“志教育コーディネーター育成講座”)	4,500,000		
受取民間助成金		4,500,000	
4. 事業収益			
学校教育支援事業			
・宮城県キャリア教育推進事業	4,800,000		
・キャリア教育/防災教育/講師派遣関連	70,000		
・教育旅行 企画・コーディネート	300,000	5,170,000	
社会教育支援事業			
・宮城県地域協働学校活動事業	1,500,000		
・青森県地域コーディネーター研修事業	290,000		
・地域づくり/講師派遣関連	755,000	2,545,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収入	10,000	11,000	
経常収益計			12,606,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	3,200,000		
臨時雇賃金	800,000		
法定福利費	800,000		
人件費計	4,000,000	4,000,000	
(2)その他経費			
謝金	2,000,000		
事務用品費	400,000		
消耗品費	150,000		
通信費	120,000		
旅費交通費	800,000		
印刷製本費	800,000		
会議費	200,000		
地代家賃	620,000		
水道光熱費	150,000		
賃借料	300,000		
研修費	100,000		
新聞図書費	50,000		
雑費	10,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	5,710,000	5,710,000	
事業費計			9,710,000
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	1,000,000		
法定福利費	300,000		
人件費計	1,300,000	1,300,000	
(2)その他経費			
会計事務所顧問契約料	400,000		
支払会費	600,000		
印刷製本費	10,000		
事務用品費	30,000		
消耗品費	50,000		
地代家賃	80,000		
水道光熱費	20,000		
借損料	20,000		
旅費交通費	30,000		
通信費	30,000		
新聞図書費	10,000		
会議費	20,000		
研修費	20,000		
租税公課	20,000		
支払手数料	5,000		
雑費	2,000		
その他経費計	1,347,000	1,347,000	
管理費計			2,647,000
経常費用計			12,357,000
税引前当期正味財産増減額			249,000
法人税、住民税および事業税			72,000
当期正味財産増減額			177,000
前期繰越正味財産額			359,370
次期繰越正味財産額			536,370

=====  
資 料  
=====

1. 定款

# 特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まなびのたねネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、学校教育支援と社会教育支援を通して、青少年育成と市民が育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類と事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表にあるうち次の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学校教育支援にかかる事業
- (2) 社会教育支援にかかる事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法に定める社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体であり、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体であり、総会における議決権を有しない。

(入会)

第6条 会員として入会する者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、会費を納めることにより、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、入会申込書が提出されたときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、入会を認めない場合には、理由を付した書面によって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を代表理事に提出して退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決において除名することができる。

- (1) 会員がこの法人の名誉を著しく傷つけたとき、この法人の目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと代表理事に判断されたとき。
- (2) この法人の定款等に違反したとき。

(提出金品の不返還)

第10条 既納の会費、その他の提出金品はこれを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
  - 3 理事のうち2人以内を副代表理事とすることができる。
  - 4 理事は、正会員(団体にあつては、その代表者またはその委任を受けた者)の中から理事会の議決において選任する。
  - 5 監事は、理事会が候補者として推薦した者の中から総会の議決において選任する。
  - 6 総会が開催されるまでに、補欠または増員のために監事を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
  - 7 代表理事および副代表理事は理事会において互選する。
  - 8 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 9 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、理事会の決定にもとづき、この法人の業務を処理し、代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決にもとづいて業務を執行する。

(監事)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行うものとし、その遂行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告をもとめ、調査することができる。

- (1) この法人の財産の状況を監査する。

- (2) 理事の業務執行状況を監査する。
- (3) 財産の状況、または業務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、自ら総会を招集することができる。または代表理事に対して総会の招集を請求することができる。
- (5) 団体の業務及び財政について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 監事は、前二項の規定に関わらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の通常総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(解任)

第 16 条 役員が次の各項のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得てこれを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は無報酬とする。ただし、予算の範囲内において理事会の決議により報酬を支給することができる。

- 2 第 1 項の報酬は、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で支給する。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第 4 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。
- 3 賛助会員は総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 19 条 総会は、この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任、役員解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(招集)

第 20 条 総会は第 14 条第 1 項第 4 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、総会を招集するにあたっては、正会員に対し、審議事項およびその内容、ならびに日時および場所を会議の 5 日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次に掲げるときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第 14 条第 1 項第 4 号の規定により監事が招集したとき

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名による。ただし、第 21 条第 2 項第 2 号または第 3 号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決等)

第 24 条 総会における議決事項は、第 20 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決を経た事項についても、議決を行うことができる。

2 この定款に定める場合を除き、総会は出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会における正会員の表決権は、平等とする。

4 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第 25 条 総会に出席できない正会員には、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員は、第 22 条、第 24 条及び第 42 条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 議長は、総会の議事について議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 代表理事以外の者が議長の場合、前項の議事録署名人のうち 1 名は代表理事でなければならない。

4 正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は理事をもって構成する。



(権能)

第 28 条 理事会はこの定款に規定するものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の変更
- (2) 理事の選任
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない団体の業務の執行に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は次に掲げるときに随時開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した通知を、理事に対し、少なくとも 5 日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合で、代表理事が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は代表理事または代表理事の指名する理事がこれにあたる。

(議決等)

第 32 条 理事会においては理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会の議決事項は、第 30 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の 3 分の 2 以上をもって決する。
- 4 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第 33 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する他の理事に表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、第 32 条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 34 条 議長は、理事会の議事について議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 事務局

(設置、職員の任免、組織運営)

第 35 条 この法人に、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度に代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および活動予算は、理事会の議決を経て変更することができる。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告および活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経るとともに、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、出席した正会員の4分の3以上の承諾を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て法第11条第3項に掲げる者のなかから帰属先を選定するものとする。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

代表理事	・・・・伊 勢 みゆき
常務理事	・・・・工 藤 聡子(田 中 聡子)
理事	・・・・松 村 真理子
理事	・・・・村 上 善 昭
監事	・・・・菊 地 淳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年度の総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	
正会員(個人)	一口5,000円 (団体) 一口10,000円 一口以上
賛助会員(個人)	一口2,000円 (団体) 一口10,000円 一口以上

附則

- 1 この定款は宮城県知事の認証のあった日から施行する。